

事業主のみなさまへ

平成 30 年北海道胆振東部地震に伴う障害者雇用納付金制度に基づく助成金の  
支給の特例について

平成 30 年北海道胆振東部地震により被災された皆様に心からお見舞い申し  
上げますとともに、一日も早い地域の復興をお祈りいたします。

今般の被災に対応し、障害者雇用納付金制度に基づく助成金について、以下  
の特例を実施します。

**I 対象事業主**

平成 30 年北海道胆振東部地震により被災した以下の指定地域に所在する  
事業所の事業主を対象とします（被災事業主であって、その後以下の指定地  
域に主たる事務所を仮移転した場合も含みます。）。

都道府県名	指定地域
北海道	勇払郡厚真町、勇払郡安平町、勇払郡むかわ町

**II 特例の内容**

1 認定申請の特例

- (1) 災害の発生した日（平成 30 年 9 月 6 日）以降に認定申請期限が到来す  
る助成金について、被災により定められた期限内に助成金の認定申請がで  
きない場合、期限を超えて認定申請をすることができます。

対象助成金：全助成金

- (2) 支給対象施設等が被災により毀損し、当該施設等に代わる作業施設等  
の設置又は整備をする場合、助成金の支給を可能にするとともに、規定さ  
れている前回の支給決定日から 3 年が経過していない場合であっても、認  
定申請をすることができます。

対象助成金：障害者作業施設設置等助成金

- (3) 支給対象となった通勤用バスまたは通勤用自動車被災により毀損し、  
支給対象障害者の通勤用として使用できなくなった場合は、同一の障害者  
について 1 回に限り、新たに当該助成金の認定申請をすることができます。

対象助成金：重度障害者等通勤対策助成金  
(通勤用自動車の購入助成金・通勤用バスの購入助成金)

- (4) 支給対象事業施設等が毀損し、事業の用に使用することができなくなった場合は、規定されている期間(10年等)が経過していない場合であっても、新たに重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の認定申請をすることができます。

対象助成金：重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金  
平成23年3月31日以前の第1種重度障害者施設設置等助成金及び第2種重度障害者施設設置等助成金

## 2 支給請求の特例

- (1) 災害の発生した日(平成30年9月6日)以降に支給請求書の提出期限が到来する助成金について、被災により定められた期限内に助成金の支給請求ができない場合、期限を超えて支給請求をすることができます。

対象助成金：全助成金

- (2) 支給対象施設等が被災により毀損し、受給資格認定日から支給請求書の提出までの間に使用できなくなった場合においても、支給請求をすることができます。

対象助成金：第1種作業施設設置等助成金  
障害者福祉施設設置等助成金  
重度障害者等通勤対策助成金  
(通勤用自動車の購入助成金・通勤用バスの購入助成金)

## 3 被災により支給対象障害者が休業せざるを得ない場合の特例

- (1) 被災により対象障害者が休業せざるを得ないが、その休業中も支給対象措置を維持する場合(賃借契約を中断できない場合等)であって、当該障害者の円滑な職場復帰のために措置を継続している場合、対象障害者の雇用維持の観点から休業中も当該措置について支給対象とします。

対象助成金：第2種作業施設設置等助成金  
重度障害者等通勤対策助成金(住宅の賃借助成金、指導員の配置助成金、駐車場の賃借助成金)  
障害者介助等助成金(重度中途障害者等職場適応助成金、職業コンサルタントの配置助成金、在宅勤務コーディネーターの配置助成金、業務遂行援助者の配置助成金)

(2) 支給対象障害者の出勤日について、次のイ及びロの場合においても、出勤した日とみなします。

イ 直接的な被災により支給対象障害者を休業させている場合（労働基準法第 26 条による休業手当の支給が必要のない場合に限る。）

ロ 被災に伴う経済上その他間接的な理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、支給対象障害者の雇用を維持するため支給対象障害者を休業させている場合（当該事業所が雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 62 条第 1 項第 1 号に規定する雇用調整助成金（以下「雇用調整助成金」という。）の支給を受けている場合を含む。）

対象助成金：第 2 種作業施設設置等助成金

重度障害者等通勤対策助成金（住宅の賃借助成金、駐車場の賃借助成金）

(3) 支給対象となる措置を、支給対象障害者の円滑な職場復帰のために継続している場合限り、次のイ及びロの場合を出勤日とみなし、イ及びロにより全休となった月を支給対象月とすることができます。

イ 直接的な被災により支給対象障害者を休業させている場合（労働基準法第 26 条による休業手当の支給が必要のない場合に限る。）

ロ 被災に伴う経済上その他間接的な理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、支給対象障害者の雇用を維持するため支給対象障害者を休業させている場合（当該事業所が雇用調整助成金の支給を受けている日を含む。）

対象助成金：障害者介助等助成金（重度中途障害者等職場適応助成金、職業コンサルタントの配置助成金、在宅勤務コーディネーターの配置助成金、業務遂行援助者の配置助成金）

### Ⅲ 特例の実施期間について

障害者雇用納付金に関する申告・納付期限等の延長措置の期限として、厚生労働省告示で定める期限までとします。

平成 30 年 10 月 22 日

お問合せ先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

・ 障害者助成部 助成管理課 TEL 043 - 297 - 9500

・ 事業所の所在する都道府県の高齢・障害者業務課

（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）

<http://www.jeed.or.jp/location/shibu/index.html>